

令和6年度 弥富市農地賃貸借料検討会義 会議録

日時：令和6年11月6日 18時30分より

場所：産業会館 2階 大会議室

1. 出席委員・事務局

所属	役職	氏名	出欠席
公益財団法人 愛知県農業振興基金	農地第二課長	小高 久佳	出席
弥富市農業委員会	会長【議長】	佐藤 博孝	出席
弥富市農業委員会	会長代理	氣賀澤 洋亘	出席
十四山支店生産組合	会長	山本 一彦	出席
十四山支店生産組合	副会長	館本 新生	出席
鍋田支店生産組合	会長	伊藤 健一	出席
鍋田支店生産組合	副会長	石川 博	出席
弥富支店生産組合	会長	宇佐美 勝	出席
市江支店生産組合代表	副会長	大河内 覚康	出席
あいち海部農業協同組合	理事(十四山地区)	児玉 学	出席
あいち海部農業協同組合	理事(鍋田地区)	伊藤 廣	出席
あいち海部農業協同組合	理事(弥富地区)	安井 誠	欠席
あいち海部農業協同組合	理事(市江地区)	加藤 保	出席
受託部会(鍋田)	会長	古江 真人	出席
受託部会(鍋田)	副会長	山口 亮太	出席
受託部会(弥富・市江)	地区代表者	八木 輝治	出席
受託部会(十四山)	会長	大山 巧	出席
受託部会(十四山)	副会長	藤松 輝己	出席
あいち海部農業協同組合	南部営農センター長	武田 敏和	出席
あいち海部農業協同組合	農産課 課長	早川 由晃	出席
あいち海部農業協同組合	農産課 係長	大河内 涉	出席

あいち海部農業協同組合	農産課	石原 直也	出席
弥富市役所建設部	部長	立石 隆信	出席
弥富市役所建設部産業振興課	課長	上田 忠次	出席
弥富市役所建設部産業振興課	課長補佐	栗本 卓典	出席
弥富市役所建設部産業振興課	主任	加賀 寛明	出席

2.会議録

【上田】 皆さん、こんばんは。お2人の役員の方がちょっとまだお見えでないですが、定刻になりましたので、ただ今から令和6年度弥富市農地賃貸借料金検討会議を開催いたします。初めに弥富市建設部長の立石よりご挨拶を申し上げます。

【立石】 改めまして、こんばんは。弥富市建設部長の立石でございます。本日は、お忙しい中、令和6年度弥富市農地賃貸借料金検討会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。この検討会議は、構成員の皆様によりまして、令和6年度の農地中間管理事業に伴う賃貸借料金を定めていただく会議となっております。慎重審議のほどよろしく申し上げまして、挨拶とかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

【上田】 ありがとうございます。本日の出席者の紹介は、配席図の配布に変えさせていただきますので、そちらでご確認をよろしくお願いいたします。今回の検討会議より議事録の作成を行いたいと思います。検討会議の模様につきましては録音をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。また、発言の際には肩書きとお名前をお呼びいたします。その後に発言をしていただきますようよろしくお願いいたします。それでは、次第2の協議事項を進めてまいります。開催規約第3条によりまして、検討会議に議長を置くとなっております。また、議長には、農業委員会長が務めるとなっておりますので、議事の進行を佐藤農業委員会長様にてお願いいたします。

【佐藤】 はい。会長の佐藤です。よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いします。協議事項1の農地賃貸借料金についての説明をお願いします。

【栗本】 はい。産業振興課の栗本と申します。私の方から説明をさせていただきます。まず、今日使用する資料について確認をさせていただきます。まずは、事前に郵送で配布した資料ですね。もしお持ちでなられてない方がお見えになりましたら、予備がございますので、教えていただければお渡しします。あと本日ですね、お配りした資料ですが、席次表と、あとは、この検討会議に参加される方の名簿、あとはこの検討会議の規約ですね。あと、事前に質問をいただいていた館本さ

んに、事前回答を返させておいていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、事前配布の資料の次第を1枚めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。2の協議事項でございます。(1) 令和6年農地中間管理事業貸借借料金について、(ア) 検討・協議について。この会議を含めた今後の流れを概要として、説明としてさせていただきます。弥富市受託部会は、令和6年における農地中間管理事業農地貸借借料金、(以下「貸借借料金」という)の案を提示する。次です。貸借借料金においては、規約に定める構成員(以下「構成員」という)が弥富市受託部会の情報を勘案し、地域農業の実情に応じて貸借借料金の検討・協議を行うと。次です。貸借借料金については、構成員が検討を協議した結果とする。次です。弥富市農業委員会は、検討会議によって検討協議された結果を、農地法第52条の規定に基づき、情報の提供を行う。とあります。続きまして、(イ) 貸借借料金一覧表、平成26年から令和5年までのもの、参考資料として一覧を掲載させていただきます。3ページ目をご覧ください。

(ウ) です。令和6年貸借借料金(案)でございます。各受託部会からの、弥富市受託部会の各地区からですね、いただいた貸借借料金の概要がこちらにまとめてございます。順番に読み上げていきます。鍋田地区、令和6年産の当年産米の中心的な等級比率である米仮渡金額1俵分相当(コシヒカリ3等米1万7000円)から2500円を減額した10アール当たり1万4500円を貸借借料金とする。続きまして、十四山地区です。十四山地区の土地改良費相当額7000円をベースに、今年度の米価格及び貸渡金が過去7年中、5年平均の約4割上がっていることを考慮し、2900円増額した。10アールあたり9900円を貸借借料金とする。次年度以降、状況などにより必要に応じて変更を検討する。とあります。続きまして、市江弥富地区です。逆です。ごめんなさい。弥富市江地区の土地改良費の平均相当の6735円をベースに、今年度の米価格及び貸渡金が過去7年中、5年平均の約4割上がっていることを考慮し、2800円増額した。10アールあたり9500円を貸借借料金とする。次年度以降、状況などにより必要に応じて変更を検討する。と。その下が、この概要をまとめた一覧の表になっております。10アールあたりの貸借借料金に関しては、鍋田地区1万4500円、十四山地区9900円、市江弥富地区9500円ということになっております。以下と次のページに関しては、参考資料ということで掲載させていただきました。事務局からの説明は以上でございます。

【佐藤】 はい、ありがとうございます。ただ今説明をいただきましたが、何かご質問、ご意見があれば挙手をお願いします。私が肩書きとお名前をお呼びしますので、その後に発言をお願いいたします。はい。質問のある方。はい。弥富地区宇佐美さんお願いします。

【宇佐美】 こんばんは。ちょっと風邪の方でごめんなさい、市江・弥富地区の土地改良費の平均相当額、6735円、ベースにと書いてございます。6735円っていうのはどういう形で出ているものなのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。というのは、私ども、弥富土地改良区の方から請求、それから海部土地改良区からの請求、それから孫宝土地改良の請求書を見ると、1㎡あたり、弥富土地改良が4000、ごめんなさい、経常課金が1500円、特別賦課金が3000円、それから、孫宝が1050円、海部土地がひっくるめて事務費、木曾川用水の管理費、管理委託、なんとか言ったな、揚水機場っていうのかな、50って書いて、計2300円って書いてあるんです

けど、合計すると 7850 円になります。これ見ると、6735 円っていうのは、全然私が思うベースと違いますけれども、どうしてこういう数字が出てくるか私にはよくわかりませんので、ちょっと教えていただきたいなっていうことを思います。

【佐藤】 はい。これは受託部会か。そうですね。事務局

【上田】 すいません。この内容につきまして、市江・弥富地区の受託部会の方から一度ご説明をいただきたいと思います。

【佐藤】 八木さんですか

【八木】 この根拠は J A さんに調べてもらったので、J A さんで。大河内いける

【佐藤】 はい、じゃあ J A の方でお願いします。

【大河内】 南部営農センター農産課の大河内と申します。よろしくお願いたします。水利費の根拠ではございますが、特別賦課金については、そちらのところについては抜かさせていただいた金額で計算させていただいてるのが 1 つと、今回の水利費についてはあくまでも弥富・市江地区という考え方になりますので、弥富地区の水利費のところ市江を足して間を取った形ということで割る 2 をした金額を弥富市江の水利費相当額ということで計算をさせていただきました。

【佐藤】 はい、弥富

【宇佐美】 水利費が省かれたら水なんて出さなくていいのかね。ポンプ場の電気代だよ、基本的に。五明用水でこれが 3000 円かかっているんです。それを抜いたら水なんて出ないじゃないですか。実際には出てますよ。でも、ちょっとおかしいような気がするんです。米作るのに水がなくてどうやって米作るんですか。それは省く方がおかしいんじゃないですか。と、私は思いますけど、これ多分皆さん同じ考え方だと思うんですけど、なぜそこが省かれるか私にはわかりません。理解できません。

【佐藤】 農協、大河内さん、何か

【大河内】 はい。あくまでもお米を作るには水は必要不可欠だと把握しております。ただ、あくまでも賃借料金を策定する上での 1 つの根拠と作成しましたので、そこの特別賦課金を考慮したところっていうのは、もう水が必要とかどうかではなく、あくまでも計算する上での根拠として水利費を計算してきた形となりますので、そこにいるいないっていうのは、農協等のちょっと考えではない部分になりますので。

【佐藤】 その点につきまして、意見ございましたら

【宇佐美】 なぜ省くかがわからない。五明用水のポンプ場の基本的に 1 番よくいるのは電気代じゃないですか。市からも補助をいただいておりますけれども、それでも 3000 円相当の金額がいるじゃないですか。ポンプ止めればそれは 3000 円浮くし、いいんだけど、そんなことは常識外でしょ。水を出すんだから、基本的に米を作るのに水がなかったら何もできねえから、それを省いたっていうのは、ちょっとげせんがいかないし、納得できないですね。私たちは 7850 円払ってるんです。で、この相当額は 6730 円。じゃあ、市江地区もちょっと調べましたけど、全部ひくると 8489 円になるんです。今日海部土地にも行ってきましたけど、わからないから、市江さんが隣に見えるから、申し訳ないんだけど、市江さんに聞いてもらえばわかるんだけど、海部土地に確認したらこうおっしゃいましたよ。どこをなんで調べてきたか分からないけど、もうちょっとしっかり調べてもらって根拠をきちっと出してくれないと。じゃあ、私たち帰ってどうやって説明するんですか。3000 円は省きました、じゃあ水なんか出さんでもいいのかっていう人が出てくるんですよ。だって、自分でやってないんだよ。米作ってないんだよ、みんな中間管理機構に出してるんだ。違いますか。ちょっとそこはおかしいと私は思いますけどね。

【佐藤】 農協さん、意見ありますか。はい、

【宇佐美】 基本的にそれだけです。そんで 7000 円もらってたんですよ。今年は米があがったから 4 割上げますよ。これは大変理解してありがたいことですし、生産者の方も米は高くなれば儲かるんでいいと思うんですけど、ただ基本ベースがあまりにも低いからおかしいんじゃないのと私は言うだけで、本来ならばこれにプラス固定資産税ね、大体 10 アールあたり、うちの方でやると 1692、ごめんな、1693 円 70 銭になるんです。計算するとね。これは市役所の税務課から来てるから、皆さんご承知のことだと思うんですけど。だから、本来ならばそれプラスしてもらおうと大変、貸す側からしたら 1 番ありがたいですね。生産者から言ったら少しでも安い、ごめんなさい、オペレーターさんから言えば安い方がいいに決まってるんやけど、だけどそれではね、ゆくゆくこれは破綻しますよ。そういうなってくると、土地を売る人が必ず出てくるんです。相続が発生すると。相続が発生するというけど、一反 300 万の、あの一相続税評価なんです。実際、税務署の相続税評価 300 万なんですけど、実際、じゃあ 100 万で売れるかって、売れないんじゃないですか、現状は。そうなってくると、もう耕作放棄地がどんどん出てくるか。一部、海外行っちゃった人もいまして、そこからはお金がもらえないんですよ。それがだんだん、だんだん増えていくとこれから思うんですけど、特にその地価が安い、評価が高い、地価が安い、このギャップで相続放棄が出てれば、当然ながらそういう格好になってくるんじゃないですか。これはちょっとごめんなさい、関係ないことなんですけど、私に言わせると、少なくともこの 7800 以上のベースに作ってもらえると大変助かりますねということをお願いしたいですね。今日。本来なら固定資産税をプラスしてもらおうと、出した側はいいですよ、本当。おまけに 10 年、これで今年終わりじゃないですか。大体ちょ

うど10年ですね、私ども作ったのは、平成26年6月11日に弥富市に申し込みして、12月から貸貸が発生しております。で、ちょうど今年で10年経ちますよね。それよりも先にやってくる人、後にやってくる人と色々お見えになりますけど、そういう人が圧倒的に多いと思いますよ。そうすると、ちょっと考えちゃうっていうのが出てくると思うんだけど、私もこれじゃあ帰って支部でどうやって説明していいかわかんないんですよ。ということです。

【佐藤】 はい。この質問に関して対応いいですか。

【八木】 いいですか。

【佐藤】 はい、受託部会八木さんお願いします。

【八木】 僕が、この会の方ですね、先代の歴代の先輩方からが受け継いだ時に、根拠がなくて1万円ってお話を聞きました。これは多分26年前の話だと思うんですが、先代の方が当時、この弥富・市江地区の方ですね、部会の代表者としてやられてて、その時も根拠はなんですかって言ったら、特にないと、当時ですね。で、1万円だよと。で、ずっと1万円やってきてるから1万円がいいよって。話を聞きながらですね、本当にそうなんですかと。もう根拠がないって言われれば、僕も突っ込めなかったもんですから、当然先輩の方でしたので。で、その後ですね、当然米価も下がってきて、多分米価の中でこう下がりながら、あとは弥富市江なので、これ見ていただくと、なんか多分旧のJAのくくりだと思うんです。弥富市江というのは。僕も昔からいたわけじゃないのであれなんですけど。その中で、やっぱ愛西市の方のバランスもあって、もう本当に愛西市の、これ参考資料見てみただと3000円だとかいう根拠になってるんですけど、その辺のバランスを見ながら、やっぱりこう、あと田んぼの状況ですね、例えば、大きいもあれば小さいのもあってだとかっていうお話を先代の方に聞いててですね、で、値段を決めてたので、米価とある程度はもう揃えながら、若干今下がってはいますけど、下げたということで、多分根拠は正直ないですね、僕が聞いた限りでは。で、今回ですね、改めてこういう会、僕もこの会、実は何年ぶりにちょっと実は出席させもらっててですね、実は出てなかったんですね。で、予定もあって出れなくて、改めて今日来たら、なんか結構かしこまった会になってるんだなと、正直ちょっと驚いてるんですけど。根拠を出してくれというお話でしたので、JAさんと一旦相談させてもらって、こう、まあ正直、水のことは僕も詳しく、特に市江もわからないもんですから、そういうのを相談して今回出したというところで、実際、本当にこの他地区の鍋田と十四山とかですね、合わせようと思うと、土地改良費をある程度こう近づけた方がいいんじゃないかっていう、多分JAさんの考慮だと思うんです。もうこれ、昨年見ると7000円だとか、もうもはや、さっきもお話聞いてると切ってますので。なので、今回のコンペに対してちょっと難しいなっていう判断はしてるんですけど、ただ漠然と、ただ理由がなかった値段だったので、今回ちょっと一緒にJAさんが考えてくれたっていうことで、今後、過去の役員さんがどのようにご案内されたのかわからないんですけど、多分聞かれれば、こっちに帰ってくると、多分根拠ないですと。僕もその先代から、この平成26年の前がそういう風にお話を聞いてましたので、これまたちょっとJAさ

んとまた話を煮詰めながらですね、弥富市江さんも踏まえて、どこまでこの、本当は、実は正直な話、この米価が上がったので、若干 7000 円から考慮して値段はちょっと見直してもいいんじゃないかって話で元々検討してたんですけど、根拠と言われたので、根拠ってこれ過去に聞いてもないからどうしようかなって話で今動いてましたので、その辺も踏まえて、今回 9500 円ってお話なんですけど、これ、今の話、どこまで負担するかって話になって、でも、過去でも負担しなかったもんですから、そこもちょっと理解していただいて、なるべく沿うようにという根拠で、今まだ J A さんともやってますけど、一旦、今回で 9500 円で、これは本当に初めての根拠作りってところがありまして、これに書いてある通り、次年度以降も状況に応じて相談すること、もしお持ち帰りでお話をするのであれば、根拠がなかったっていうのがもう本当にこれ失礼な話なんですけど、もう僕の、本当に 10 何年前聞いた人たちも根拠はないという、1 万円、これ多分載ってないんですけど、多分この前 1 万円です。25 年とか、4 年とか戻ってくると多分ジャスト 1 万円ぐらいの感覚だと思うので、その辺がですね、来年に向けてでも考えていかなくちゃいけない課題なのかなというところで、当然、条件とかですね、当然、鍋田に比べても田んぼもいろんな大も小もあって、僕らも現場に入って、何人かも入ってますけど、あるので、またその辺もちょっとご理解を少しいただいとうと大変ありがたいのかなと。もう本当に申し訳ない話。根拠がないっていうのは、もうこれ、もうこれに尽きるかなと。多分、今回頑張った資料だということ、もう多分、当然お話が出ればもう答えようがないお話になってしまうので、そこら辺がですね、もう過去の方がどのようにこう説明されてたのかなっていうのが、ちょっと僕にも、正直役員さんもわかってないもんですから、一旦そういう形で、生産者としては別に結構ブレずにずっとやってきたつもりで、価格も安定してる、弥富市江だなという風に、僕はもう歴代からそうやって聞いてたので。ただ、確かに厳密に言えば地代、仮渡金額に合わせるのがベストなのかなと思うんですが、やっぱりその、様々な条件がこう入り乱れてるちょっと複雑なエリアなので、市江と言っても、本当に、旧佐屋地区のですね、西条、東条、東をちょっと上の方まで入ってて、水もまともに出ないところも今いっぱいあってですね、こう、なんかそこで一括りになってるので、ちょっと話的にはまとめるのは難しいんですけど、一旦はですね、そういう考えで、なんか根拠を作ったっていうとこです。はい。

【宇佐美】 できれば、せめて土地改良に払う分ぐらいは、ベースにしてってもらわないと、今後やっていけないよね。うん。貸す側も今無理してもらってるという考え方がだいぶはびこっているんだけど。本来であれば、商業ベースで言えば、せめて固定資産税と土地改良の費用プラスしたぐらいの値段がそこに多少、いや、十四山が、田んぼが広い狭いということもあるだろうけれども、でも、皆さん 1 人 1 人、これからもっと細くなるんですよ。相続発生するたびに 1 人 1 人減ってくんでしょうね。もどれないから。そうするとまたややこしくなってるから、もううちらでもまとめるのは大変なんですよ。これ、説明する、だって、あそこで言ってくりゃいいけど、今までね、これ正直、前任者 1 度も説明がないんですよ。4 年間一緒の人がやってたけど、何にもないから何も知らない。ごめんなさい、私も知らないから、あえてこれ自分の表でね。自分の領収書を持ってきて調べて、なおかつ海部土地へ行って調べてきた。孫宝と十四山は一緒やからね。簡単だけど。でも、やっぱりそれは貸す側から言うと、もうちょっとその

辺を考慮していただきたい。

【八木】 そうですね。

【宇佐美】 っていうのは貸す側の考え方。これ、支部でやってもみんな同じこと言いますよ。もっとあげろって言いますが。下げる言われたって、俺に言われて俺やってないと。で、どういふところでお話してもいいかわかんないから、たまたまこういうのがあったから、あったんでしょけど、今回初めて出てきてますから、あえて発表させて、意見を述べさせていたただいたということでございます。特に生産者の皆様、生産者じゃないオペレーターの皆様、その辺も考慮していただきまして、長続きするようにお願いしたいということを思います。よろしくお願ひいたします。

【佐藤】 はい。意見として聞いておけばいいですか。はい。

【佐藤】 続きまして質問。はい。十四山の館本さん、お願いします。

【館本】 去年もご質問したんですけども、賃料がこんなレベルで決定したっていいのかどうかっていうのを大変疑問に思っております。周辺の例えば木曾岬町だとか飛島村だとか、そういうところの状況だとかちゅうのを具体的に我々に提示していただいて、それに基づいてどうなのかという議論を進めないとなかなか解決しないんじゃないかなと思っております。私も生産組合員さんに説明する立場ですけども、今のやり取り聞いてると、何か公租賦課金だけクリアすりゃいいわということになると、賃料そのものは0と、0に近いと、これで良いのかどうかちゅうことを考えるわけですけども。中間管理機構に我々がお預けしてるのは、やっぱりオペレーターの人の文化として、農業として議論が成り立つように、と同時に、我々貸し手もそれなりのメリットというものの付与していただかないと、それが価格に反映しないことには納得しないんじゃないかな。我々としては、いたずらに賃料を高くしてくれっていうことを要求してるわけじゃないです、決して。双方がやっぱりウインウインの環境にあるような仕組みにしないと、これは何度やってもね、解決しないんじゃないかなと。今回の積算基準が土地改良費相当額ベースで4割アップしたんです。じゃあ、今まで賃料って賦課金だけ、えーと改良費に相当するものを我々は負担してたわけじゃないかということになるんじゃないかなということに思っております。私も現役時代、製造メーカーに、販売会社に勤めてましたから、やっぱりコストっていうのを非常に考えたんですけども、今考えてみますと、この土地改良費がまさに固定費なんですよ、費用なんですよ。それで、プラスその分を地主側に、メリットで、それが商品でいけば売価に、相当するわけですけども、今の状況だと、利益そのものが地主側に与えられてる感じが0で言っているような発想にしか見当たらないんですか。いかがなんですかね。今日、県からお見えですから、他の地区どういう風な形で賃料が決定されてるのかっていう、ちょっとお聞きしたいんですけども、いかがですかね。

【佐藤】 ちょっと。はい、ありがとうございます。農業振興基金の小高さん。

【小高】 はい。愛知県農業振興基金農地第二課長の小高と申します。他の地域についてはちょっと正直詳細は把握しておりませんが、そもそものこの制度のスタートの段階で人農地プランというものが当初ありまして、で、令和5年の4月1日からは、今現在弥富市さんが一生懸命策定している地域計画というものを全国で作っている最中でございます。で、そういった元々の人農地プラン、それから今回の地域計画ともども、やはりこのような話し合いの場において賃料を決定するということになっておりますので、他地域も同じように、この協議の場と国は名前つけておりますけども、その協議の場の中で賃料をいかにするかということを決めているという風に聞いております。ですので、ちょっと詳細はちょっとわかりかねるんですけども、方式としては同じで、この地区において、弥富市さんにおいてはこういう席をきちんと設けていただいて決めているということを理解です。あの一地域によっては、1番最初に賃貸借の計画を立てた時の額でずっと10年間固定というところもあるやに聞いておりますので、その最初のスタートの時にこのような席で相談して決めているという風に聞いております。

【佐藤】 はい。質問、意見等ありましたら。質問、意見ありましたらお願いします。何か。はい。質問意見ありましたらお願いします。何か。よろしいでしょうか。

【栗本】 すいません。事務局の栗本ですけども、今いくつかちょっと質問が出たところなんですけれども、例えばですね、鍋田地区さんですね、この受託部会としての賃料のですね、こちらの提案ですね、あと十四山地区さんですね、この提案の部分に関して、例えば各委託部会の代表の方からですね、何か説明をしていただいた方がいいのかなど。ちょっと今ですね、ちょっとこちらで意見が出ておるんですが、どうされますかね。

【藤松】 聞かれてないでしょ。

【栗本】 はい。

【藤松】 聞かれてないでしょ。

【栗本】 まあ、よろしいってことですかね。

【上田】 申し訳ないですけど、聞かれてなくても、一応さっきは市江弥富地区について討論していただいたんですが、このような形で求めたっていう風なことを1度ちょっとご説明していただきたいと思ってます。ですので、どうしてこういう風な形にいわゆる提案されたのかということを一度ちょっとご説明いただけないでしょうか。

【佐藤】 受託部会の方、じゃ、鍋田の代表、古江さんです。お願いします。

【古江】 鍋田の会長の古江です。一応、鍋田部会はこの紙に書いてある通りなんですけど、令和6年度当年産米の中心的な等級比率である米仮渡金1俵分相当（コシヒカリ3等米1万7000円から2500円を減額した、1反1万4500円を賃借賃借料金とするとあるんですが、鍋田地区はもう過去の、過去遡っても、基本的にコシヒカリ1俵分相当が、で、ずっとやってきているので、これが、米の直接支払い交付金がちょっと減額された時から2500円を引くようになりまして、ここ5年間ぐらいはずっと同じやり方でやらしてもらってます。以上です。

【佐藤】 はい。弥富市江地区は先ほど八木さんの説明でいいです。はい。それでは、十四山大山さんです。お願いします。はい。

【大山】 十四山地区に関しましても、この資料に書いてあります通り、十四山地区の土地改良費相当額の7000円をベースに、米価の上がり下がりを加味しまして計算させていただいております。先ほど市江地区の八木さんからも言われました通り、十四山地区につきましても、特にその明確な根拠っていうのは昔は決められてなかったみたいですので、今回、このように分かりやすく金額を提示させていただいたというところでございます。

【佐藤】 はい、ありがとうございます。受託部会の方で何か言い忘れたことかありましたら。ないですか。はい。ないようでしたら、その他質問、意見等ありましたらお願いします。意見等ないようですので、原案通りの金額を持って検討会の金額をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【館本】 ちょっと、すいません。

【佐藤】 はい、どうぞ。

【館本】 議事録に残されるということですから、反対意見もあったということだけは明記していただきたい。

【佐藤】 すいません、館本さん、もう一度意見をお願いします。

【館本】 いや、昨年も同じような質問をしても、市側からは明確な回答いただいておりませんし、今回から議事録を作成するということですから、今回の検討価格について異議ありという意思表示だけしたいと思いますから、ぜひお願いしたいなど。合わせて、市側の産業振興課の役割として、やはり生産者側とオペレーター側と地権者側のまさに行事役のわけですから、一方だけに偏した議論で価格を決定するのは甚だ妥当性を欠くという風に思っています。今回のその、この価格の決定の過程を読むと、受託者部会側の意見を聞いてというような話になっていること自体がちょっとおかしいんじゃないかなと。だから、今後、行事役をですね、きっちりやって

いただきたい。それを切望する次第です。よろしくお願いします。

【佐藤】 はい、ありがとうございました。その他、意見等ありましたらお願いします。

【栗本】 事務局は栗本ですけれども、館本さんがおっしゃったことについて、議事録に関しては今回から録音するっていう形ですね、正確なものが残せるということははっきり申し上げておきます。で、協議の流れについては、例えば受託部会さんとしての打ち合わせを実際行った次第ではございます。事前の打ち合わせに関しては、館本さんがおっしゃることですと、今度は地主さん側ですよ、側の事前の何か打ち合わせ的なものやっていたらいいという要望っていう風に捉えさせていただいてよろしいのでしょうか。

【館本】 はい。

【佐藤】 それでは、他に意見等ありました。はい。ないようでしたら、これで賃料に決定させていただいてもいいでしょうか。はい。特に反対がないようですので、これで決定させていただきます。これで協議事項は終了します。次に、次第、第3のその他ですが、何かございませんか。はい、特にないようですので、これを持ちまして全ての議事を終了します。本日はありがとうございました。